

兵庫県公報

平成29年3月31日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

監査委員公告	ページ
○ 包括外部監査の結果に係る措置結果について	1

監査委員公告

包括外部監査の結果に係る措置結果について

平成28年3月31日付けで公表した包括外部監査の結果に対し、知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知が平成29年3月9日にあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成29年3月31日

兵庫県監査委員

北条 やすつぐ
藤川 泰延
平野 正幸
上田 良介

平成28年3月31日付け包括外部監査報告に係る措置
兵庫県教育委員会所管の県立学校に関する財務事務の執行及び運営の管理について

外部監査人の指摘事項及び意見	対応及び改善策
<p>II 指摘事項及び意見</p> <p>1 兵庫県教育委員会の財務事務の執行及び運営の管理</p> <p>(I) 高額物品の調達契約について</p> <p>① 兵庫県教育委員会の不十分な指導について</p> <p>姫路工業高校の高額物品の調達契約については、県教育委員会の十分な指導がなかったことにより、その入札過程において透明性、公正性、公平性の観点から大いに反省すべき点が多い。(指摘事項)</p> <p>2,700万円以上の高額物品の調達契約については、入札は一般競争入札によって行うこととされているが、金額的重要性に応じた物品の入札事務フローを明確にしておらず、低廉物品同様に学校のみで入札手続きを実施していた。</p>	<p>物品調達契約は、金額にかかわらず学校のみで手続を実施していたが、高額物品の一般競争入札については、その金額的重要性から、機種選定時の指導に加え、入札過程についても教育委員会が関与するよう、事務フロー・申請様式を見直した(平成28年4月の説明会において各県立学校に指導済)。</p>
<p>稀にしか実施しない高額物品の調達契約については、各県立学校だけで実施するのではなく、入札事務等を指導する県教育委員会が積極的に関与し、適正に指導すべきであったと考えられる。県教育委員会は、金額的重要性に応じて物品の入札事務等の関与のあり方を明確にし、それぞれの事務フローを検討すべきである。(意見)</p> <p>姫路工業高校の高額物品の調達契約については学校のみで入札手続きが行われていたが、入札事務等を指導する県教育委員会は、その手続きにおいて関与のあり方を明確にし、適切な指導をすべきである。</p>	<p>高額物品の一般競争入札について、平成27年度中に事務フローと申請様式を追加し、平成28年4月27日に学校事務担当者を集めて説明会を実施し、内容の周知を図った。</p> <p>今後は教育委員会においても、各学校から高額物品の取得申請を受理する際に、その入札の透明性、公正性、公平性について確認を行う。</p>
<p>② 特定の業者1者のみから下見積りを徴収することについて</p> <p>特定の業者1者のみから下見積りを徴収し、その下見積り金額を基に設計価格、予定価格を算定していること、5つの物品をまとめて一括入札に付しているにもかかわらず入札公告期間及び仕様確認期間が十分確保されていなかったことは、入札の透明性、公正性、公平性の観点に照らし適切ではない。(指摘事項)</p> <p>5つの物品合計で約1億3千万円にもなる入札にもかかわらず、1社からしか下見積りを徴収せず、当該下見積りの金額を参考に設計金額を決定し、入札していた。</p> <p>また入札公告期間及び仕様確認期間が一週間程度しかなく、納入期限が約5ヶ月後という日程から、申込書・入札説明書の交付期限及び仕様確認の受付締切日をもう少し後</p>	<p>入札手続・実施方法について説明会を行い、留意事項(下見積りを徴収する際は、複数業者から徴収すること、入札公告期間及び仕様確認期間は、十分な期間を取る等)を再度徹底し、現在適切に対応している。</p>

<p>の日付に設定することも可能であったと考えられる。</p>	
<p>競争入札にあたり、設計金額を決定する際には、過去の類似入札案件、それが無ければ、他府県の先行事例を参考にして決定すべきであり、下見積りを徴収せざるを得ない場合には、必ず複数の業者から下見積りを徴収すべきである。(意見)</p> <p>下見積りを特定の業者1者から徴収した場合、当該業者は自ら提出した下見積り書の金額を基に入札予定価格を予測することが可能となり、圧倒的に情報有利となるため、下見積りを徴収する場合は必ず複数業者から徴収するよう改めるべきである。</p>	<p>高額物品の取得申請において、下見積りを徴収した複数の業者名、金額等を記載するよう申請様式を改正しており、下見積りを基に設計価格、予定価格を決定する場合は、特定の業者が情報有利とならないよう、公正・公平を期することを各学校に徹底した。</p>
<p>③ 他の県立高校との購入金額の差異について</p> <p>2つの県立工業高校において、ほぼ同時期に同じ業者から同じ物品を購入したにもかかわらず、購入額に約5百万円の差異があった。もし、各県立学校の入札事務等を指導する立場にある県教育委員会が積極的に関与していれば、購入額がさらに減少した可能性がある。(指摘事項)</p> <p>県内工業高校2校で1ヶ月ほどの間に、同じ業者から同じ物品を3品購入しているが、後で購入した工業高校のほうが、下見積り金額で約3百万円、落札金額で約5百万円安かった。両校の仕様策定委員会には、県教育委員会の担当者が立ち会っているが、過去の入札案件の比較など、積極的に関与していれば、購入金額がさらに減少した可能性がある。</p>	<p>入札過程に教育委員会が関与するよう事務フロー等を見直しており、類似案件の情報提供や他府県との比較など、各学校と連携して入札事務の適性化に努めている。</p>
<p>(2) 耐震補強工事について</p> <p>① 設計関係書類の保存期間</p> <p>県土整備部県土企画局契約管理課では、耐震補強工事に係る設計関係書類について、法令に保存期間の定めがあるものを除き、「文書管理規則」第8条別表のうち3年保存を適用し、設計会社から納品を受けた日の属する会計年度の翌会計年度から3年経過した日をもって廃棄する取扱いとしていた。結果的には、平成26年度に実施された耐震補強工事に係る設計関係書類の全ては現物確認ができたが、文書管理規則に基づき、書類の重要度を考慮して、工事が完了した日の属する会計年度の翌会計年度を起算とすべきである。(指摘事項)</p> <p>耐震補強工事に係る設計関係書類について、法令に保存期間の定めがあるものを除き、設計会社から納品を受けた日の属する会計年度の翌会計年度から3年経過した日をもって廃棄する取扱いとしていたが、書類の重要性を考慮して、工事が完了した日の属する会計年度の翌会計年度を起算とすべきで</p>	<p>契約管理課は入札・契約事務を担い、工事成果物の管理を行っていないことから、指摘の趣旨を踏まえ、契約管理課の保存年限を経過した設計関係書類を含めた契約関係書類については、工事成果物を管理している教育委員会所管課等に引継ぎ、完成図面等とともに工事が完了した日の属する会計年度の翌会計年度を起算とし、適正に保存できるよう改め</p>

<p>ある。</p>	<p>た。</p>
<p>② 発注及び落札方式 試行的に採用した「設計・施工一括発注方式」及び「総合評価落札方式」の導入を見送った経緯等についての総括を踏まえ、当該方式に適した工事については、今後、発注方式として検討すべきである。(意見) 県では、県立学校の耐震補強工事における新たな取り組みとして、県が作成した耐震補強工法に代わる新たな工法の技術提案を受け入れることができる「設計・施工一括発注方式」による発注方式を採用し、落札方式については、経済面だけでなく、品質向上の提案など総合的に評価する「総合評価落札方式」を試行した。 結果、期待したほど経費削減には至らなかったことや入札開始から工事着工まで長期間を要することから現在では同方式の導入を見送っているが、耐震補強工事は技術開発が進み工事価格だけでなく施工に関するノウハウを活用できることから導入に適した工事であったと考えられる。 導入を見送った経緯等について総括を踏まえ、当該方式に適した工事については、発注方法として検討すべきである。</p>	<p>防災対策事業債よりも県負担の少ない緊急防災・減災事業債を活用する事業は、早期に事業着手し完了する必要があること、また、学校施設の耐震化を早急に完了する必要があることなどから、入札手続き等に日時を要する当該方式を見送っているが、今後、技術的工夫の余地があり、経費削減が期待できる工事について、当該方式を検討する。</p>
<p>③ 耐震化工事に係る仮設校舎賃貸借契約 県立学校の耐震補強工事に係る仮設校舎の賃貸借契約については、各県立学校において過去に入札参加辞退を繰り返した業者を把握できるよう過去の契約実績における指名業者名、落札業者名及び辞退業者名をまとめた一覧表を県教育委員会が作成し、業者指名の参考資料として入札を実施する県立学校に送付するとともに、適切な助言を行うことで十分な競争原理が担保されるよう努めるべきである。(意見) 県立学校の耐震補強工事に係る仮設校舎は、10者による指名競争入札により業者選定が行われているが、契約総数33件の契約業者(落札業者)は6者に限られており、指名されたものの入札参加を辞退した業者が極めて多い。 県教育委員会で業者指名の参考資料として契約実績における指名業者名、落札業者名及び辞退業者名をまとめた一覧表を作成し、適切な助言を行うことで十分な競争原理が担保されるよう努めるべきである。</p>	<p>過去の入札実績についてとりまとめた一覧表を作成して各校へ提供するとともに、業者選定についての助言を行い、多くの応札が期待できる業者指名により十分な競争原理が担保されるよう改めた。</p>
<p>(3) 県立学校施設の老朽化対策費用について 平成30年度までの完了を目指し耐震化事業を優先する中、老朽化対策までには十分な予算配分がなされていない。県立学校施設の経済的耐用年数は60年程度とされており、耐震化事業完了後、速やかに実施できるよう、今のうちか</p>	

<p>ら具体的な老朽化対策を打ち出すべきである。 (指摘事項)</p> <p>平成26年5月末現在の県立学校施設の築後経過年数は、延床面積比で30年以上経過したものが、71%、そのうち40年以上経過が30%であり、老朽化が着実に進んでいる。</p> <p>しかし、過去5年の施設整備費(実績)では耐震事業比率は64%~85%であるが、老朽化対策比率は3~10%となっている。</p> <p>耐震化事業完了後、速やかに老朽化対策が実施できるよう、具体的な対策を打ち出すべきである。</p>	<p>老朽化対策については、学校施設整備の基本的な指針となる「県立学校施設管理計画」を平成28年3月に策定した。平成28年度中に、同計画に基づき5年間の実施計画を策定し、平成29年度から長寿命化改修や計画修繕(予防保全型)などに取り組む。</p>
<p>具体的な老朽化対策として、物理的耐用年数を80年程度(改修後30年以上)にまで延ばすことが可能となるよう、早急に長寿命化改修の導入を検討すべきである。なお、文部科学省が策定した手引や公有財産台帳による県立学校施設の建築年度ごとの延床面積等により試算した結果によれば、長寿命化改修を選択すると、改築を選択した場合と比較して、30年間で約1,000億円のコスト削減、年平均で33億円のコスト削減の効果が見込まれるとのことである。(意見)</p> <p>文部科学省が策定した「学校施設の長寿命化改修の手引」によれば、適切なタイミング(概ね築後45年程度まで)に補修・改修を行うとともに、設備や仕上げを一新することにより、物理的耐用年数を80年程度(改修後30年以上)にまで延ばすことが可能となっている。</p> <p>長寿命化を選択すると、改築を選択した場合と比較して平成35年頃まで単年度コストが増大するが、それ以降のコスト削減効果が極めて大きいことを考えると長寿命化改修の選択を真剣に検討する必要がある。</p>	<p>老朽化対策については、改築より安価な長寿命化改修を基本に、機能・性能の保持・回復を図る計画修繕(予防保全型)をあわせて実施するなど、効果的に目標使用年数を延長できるような方策を平成29年度から実施する。</p>
<p>(4) 緊急修繕・環境整備工事の執行状況について 平成26年度の緊急修繕・環境整備工事の各学校からの要望に対する執行率は、件数で35.2%、金額で23.8%と低い。執行されなかったことによる影響について、県教育委員会で各県立学校の意見を確認した上で、翌年度以降の予算確保に向けて、慎重に検討すべきである。 (意見)</p> <p>緊急修繕・環境整備工事については、法令点検等で不十分とされたもの、老朽化等によるもの、近隣住民・地域に影響のあるもの、躯体の状況に著しく影響を及ぼすもの、授業等において不都合が生じているもの、小規模災害復旧修繕等に区分される。</p> <p>要求に対する執行率が低いのは、厳格な査定が行われた結果であり、コスト削減努力の表れであるという一面がある一方、執行されなかったことによる影響について各学校に意見を確認し、翌年度以降の予算確保に向けて、慎重に検討すべきである。</p>	<p>緊急修繕については、学校からの要望を精査し、必要な修繕は全て対応している。</p> <p>環境整備については、必要に応じて専門的知識をもった技術職員が、各校から年度当初に提出のある整備計画表を基に現地確認し、優先度の高いものから順次実施している。</p> <p>緊急修繕予算については必要額を確保するとともに、環境整備については平成29年度から実施予定の老朽化対策(長寿命化改修、予防保全型の計画修繕)の中で適切に実施する。</p>

<p>(5) その他計画整備事業について 県教育委員会において予算総額を考慮し、要求すべき事業を実現可能性があるものに絞り込むなど、明確な基準を示したうえで、各県立学校に、少なくとも業者見積りを徴収する等して、金額の記載を行うように指導すべきである。(意見) 各県立学校からのその他計画整備事業について、金額の記載がなく、予算規模を把握できないものが全体の25.9%ある。多くの工事実施要求がある中においては、予算規模のわからない要求は採用される可能性が極めて低く、あまり意味が無いように思われる。 各県立学校に対して、業者見積りを徴する等して、金額を記載して要求すべきである。</p>	<p>学校が予算要求を行う場合は、予算規模からも比較・検討できるよう、見積書を必ず添付させるよう改めた。 また、学校から当該工事の緊急性や必要性をランク分けして資料提出するよう改めた。</p>
<p>県教育委員会では、工事の優先順位とその判断基準を明確にして、工事内容をランク分けできるようにし、各県立学校が工事実施要求を行う際には、工事毎にランク分けして関係資料を提出するよう指導すべきである。(意見) 各県立学校から膨大な数の工事実施要求がある中で、どの工事を優先して実施すべきかを判断することは、判断基準が明確でないと大変難しいと考えられる。 何年も放置すれば安全対策上問題の生じるもの、当面工事を行わなくても学校運営に支障のないもの等が混在していると思われるため、工事の優先順位とその判断基準を明確にし、各県立学校に指導すべきである。</p>	<p>工事の優先度について、教育委員会で「法令違反となっているもの」や「現に故障・破損しているもの」などの統一的なランクを設け、各学校が予算要求を行う場合は、全ての工事について、ランク分けして資料提出するよう改めた。</p>
<p>(6) 一括契約を実施している請負・委託契約について 各都道府県教育委員会の一括契約の状況を踏まえて、コストダウン効果が期待できる一括契約を増加させることを検討すべきである。(意見) 兵庫県以外の都道府県教育委員会では自家用電気保安管理委託や機械警備委託など一括契約を数多く行っている。 県内中小企業への受注機会の確保という観点も必要であるが、発注量の増加に伴うコストダウン効果が期待できる一括契約の増加を検討すべきである。</p>	<p>平成28年10月に79校・施設を対象としたPCB廃棄物搬入荷姿登録業務委託を一括契約した。今後もPCB廃棄物の処理にかかる契約は、一括契約を原則とする。 また、一括契約しやすい消防点検業務委託、重油の単価契約について、先行実施として近隣10校程度の一括入札を実施する方向で、学校選定を行っている。</p>
<p>(7) 学校徴収金の管理について ① 帳簿の整備 a) 往査した県立学校における問題点 学校徴収金事務取扱要綱において求められている出納簿や決算報告書等の作成が行われていないケースが数多く散見された。また、一部の県立学校においては、平成26年度の証拠書類等が既に廃棄されているケースも見受けられた。県教育委員会は、学校徴収金について再度要綱の遵守を徹底するとともに、積極的に指導を行うべきである。(指</p>	

<p>摘事項) 学校徴収金事務取扱要綱第9条では、「会計担当者は、学校徴収金の事務処理にあたり、予算案及び決算案を作成すること、収入決定書及び支出決定書を作成すること、予算及び決算について、保護者等への通知文書を作成すること」が、第11条では「すべての収支は、出納簿に記載すること」が義務づけられている。 出納簿・決算報告書等の作成や証拠書類の保管について要綱の遵守を徹底し、積極的に指導を行うべきである。</p>	<p>平成28年4月に学校事務担当者を集めて説明会を実施し、出納簿・決算報告書等の作成や証拠書類の5年間保管など、当該要綱に基づいた適正な事務を再徹底した。 また、財務課が学校を訪問して行う事務指導の際、学校徴収金の帳簿を確認し、必要な指導を行うこととした。</p>
<p>学校徴収金に係る業者支払いについて、頻繁に現金で支払いをしているケースが見受けられたが、盗難等のリスク等を勘案すると原則銀行振込とすべきである。やむを得ず、現金で支払う場合でも、預金口座からの出金後から支払いまでの間は、県立学校の金庫に保管しておくべきである。県教育委員会は現金の取扱ルールについて、各県立学校を指導すべきである。(指摘事項) 業者への代金支払いについて、現金での支払いを行っている例が散見された。 盗難等のリスク等を勘案すると要綱の規定どおり銀行振込が望ましいと思われるため、県教育委員会は各学校に対し、要綱の遵守、現金取扱いのルールについて指導する必要がある。</p>	<p>各学校を対象とした説明会において、会計の収支は原則金融機関を通じて行うことを再徹底し、やむを得ず現金払いとする場合は業者への支払いまでの間、学校の金庫に保管し、出納責任者と会計担当者で適切に管理するよう、会計事故等の未然防止について指導した。</p>
<p>学校徴収金において、やむを得ず教員が業者への立替払いを行っているケースが見受けられた。立替払いは、一時的なものではあったが、20万円を超えるものがあるなど、教員一人が立替えるには高額であり、好ましくない。教員による立替払いについては、原則として禁止とし、やむを得ない場合の対応方法等についてルールを定め、周知徹底を図るべきである。(指摘事項) 業者への支払いについては、原則として銀行振込としており、立替払いは少額なものなど便宜上やむを得ない場合もあるが、教員が立替払いを行わないよう、金額等ルールを定め、学校徴収金を取り扱う教員に周知徹底を図るべきである。</p>	<p>学校徴収金事務取扱要綱を改正し、立替払いの禁止、やむを得ない場合の金額・手続き・返金等の規定を追加するとともに、学校事務担当者を対象とした説明会において周知徹底を図り、教員が高額な立替払を行うことがないように努める。</p>
<p>b) 県教育委員会において対応すべき事項 学校徴収金事務取扱要綱第15条では、校内監査委員による監査を行うことになっており、監査を受ける前提として、単に出納簿を作成するだけでなく、証拠書類と出納簿、勘定明細、決算報告書の関係性を説明できるような帳簿を整備し、決算書を作成する側が説明責任を果たせるように県教育委員会は各県立学校に対する指導を徹底すべきである。 (指摘事項) 単に収支を記載するだけでなく、校内監査</p>	<p>学校徴収金の管理と取扱は、包括的に学校長に信</p>

<p>委員による監査において証拠書類、勘定明細、決算報告書などの相互の関係性を説明できるように帳簿の整備など各学校に指導する必要がある。</p>	<p>託されており、会計事故防止等の目的から学校徴収金事務取扱要綱を制定したものの、表計算ソフトの活用は各学校の運用に任せ、教育委員会での作成、配信は行っていなかった。 今回の指摘を受け、統一されていなかった表計算のファイルを整備し、このファイルの活用を前提に、学校徴収金事務取扱要綱に定める様式を整理した。 今後、表計算ファイルと証拠書類・勘定明細等帳簿を整備し、学校徴収金の適切な管理に努めていく。</p>
<p>県教育委員会では、表計算ソフトを利用した標準的な帳簿体系を準備し、これを県立学校に配布することで、学校徴収金の決算を担当する教員が効率的かつ適切に学校徴収金の管理が行えるよう、各県立学校の指導を徹底すべきである。(意見) 当包括外部監査では、県教育委員会に帳簿体系図を提示し、表計算ソフトを利用して帳簿を整備する方法について意見交換を行った。各学校において効率的かつ適切に学校徴収金の管理が行えるよう、帳簿整備について指導すべきである。</p>	<p>包括外部監査人から提供された帳簿ファイルを基に出納簿に入力したデータが収支計算書に自動的に反映できる表計算のファイルを整備し、各学校へ配信した。 また、表計算ファイルの活用について、説明会を実施し、各学校の学校徴収金担当者に周知・徹底を図った。</p>
<p>教員は、学校徴収金及び会計についての知識が十分でない場合も多いことから、学校徴収金の管理についての研修会の実施、会計事務に精通した者が適切な指導を行う等の対応をすべきである。(意見) 学校徴収金の適切な管理を行うために、研修会の実施や県教育委員会・各学校の行政職が適切な指導を行う等対応をすべきである。</p>	<p>財務課が学校を訪問して行う事務指導の際、学校徴収金の帳簿を確認し、不備や改善点があれば指導することとした。また、説明会において学校徴収金にかかる帳簿等が整備されているか、行政職が定期的に点検するよう指導した。</p>
<p>② 学校徴収金の未納 学校徴収金の未納は、県立学校全体に関する問題であり、県教育委員会は学校徴収金の未納割合を下げるための施策について、各県立学校で意見交換を行う機会等を設けるべきである。(意見) 学校徴収金の未納については、公費以外の私費であり、また、各県立学校が教育活動のため校長の承認のもとに保護者から徴収するものであるため、その滞納について教育委員会は積極的に関与していない。 学校徴収金の未納割合を引き下げるため、県立学校全体の問題として各県立学校で意見交換を行う機会等を設けるべきである。</p>	<p>学校徴収金の滞納割合を下げるための対応策を各種会議等において、協議する。</p>
<p>(8) 教職員の勤務時間の適正化について 職場としての学校が教職員の心身の健全化を図ることによって生徒に明るい表情が宿るのではと考えられるので、過度の超過勤務は全ての局面では是正されるべきであり、「教職員の</p>	

<p>勤務時間適正化 新対策プラン」に掲げられている「調査・照会・提出書類の簡素化」「校務・業務の効率化・IT化」「学校事務の改善」「会議・研修・出張・研究指定等の見直し」「学校行事・事業の見直し」は是非実現されるべきである。 (意見) 学校を取り巻く環境は、時代や社会の状況を反映して複雑化しており、学校に求められる役割や機能はより高度化、多様化している。各教職員が担う業務量が增大する中、社会のニーズに出来る限り答えようとした結果、「多忙化」の状況が常態化しているとも言えるが、一方で精神疾患により病欠休暇等を取得した教職員が少なくない割合で存在することを考えると、「教職員の勤務時間適正化新対策プラン」に掲げる項目の実現を図っていくべきである。</p>	<p>「教職員の勤務時間適正化新対策プラン」(平成25年3月策定)による取組を評価・検証するため勤務実態調査を実施し、その分析結果に基づき、より一層の実効ある取組となるよう、新たなプランの策定に向け準備を進めている。 今後も管理職のリーダーシップのもと、学校全体の組織的な取組により教職員の意識改革を図りつつ、さらなる勤務時間の適正化を図る。</p>
<p>(9) 備品の管理について 県教育委員会は各県立学校に対して備品の管理を適切に行うよう指導すべきである。(指摘事項) 各県立学校の備品の管理状況を確認した結果、備品整理票が各備品に貼付されていない等、備品管理要領に基づく備品の管理が適切に行われていない事例が散見された。 実施場所を分けローテーションで棚卸を実施する循環棚卸の実施や各備品の保管・使用場所を備品出納簿に登録するなど、適切に管理するよう指導すべきである。</p>	<p>学校事務担当者を対象とした説明会を実施し、備品の取扱について再度周知した。また、財務課が学校を訪問して行う事務指導の際、備品整理票が各備品に貼付されているか等、備品出納簿と現物の抽出点検を行っている。</p>
<p>(10) 望ましい規模と配置の在り方について 望ましい規模と配置の在り方については、継続的な検討課題として、更に有識者の意見を踏まえて、計画的、具体的な長期ビジョンを示すべきである。(意見) 平成27年度より新通学区域における公立高等学校入学選抜を実施した中で、生徒・保護者の混乱が生じないよう当面安定的な学校運営が行われるべきではある。 一方で少子化に伴い、10年後には県内の中学校卒業生数は約6,000人減少し、今後定員を充足しない高校や望ましい規模に満たない高校の増加が予想されることから、計画的・具体的な長期ビジョンが必要とされる。</p>	<p>現行の「県立高等学校教育改革第二次実施計画」に基づく改革を進める一方、生徒・保護者へのアンケート(27年度から3年間実施)により、通学区域再編の影響や入学選抜制度について検証し、今後の改善につなげるとともに、国の動向、人口減、地域の実情等の状況も勘案し、適切な時期に次期実施計画を検討する。</p>
<p>2 県立学校の財務事務の執行及び運営の管理 (1) 県立神戸高等学校 神戸高校では、修学旅行については業者選定を教員のための当該学年会議にて行っているものの、その議事録や見積比較資料、業者の提案資料は保存されておらず、また、卒業アルバムについては業者選定委員会を設置せず、従来から契約している業者と一者随意契約を行っていた。(指摘事項)</p>	

<p>学校徴収金事務取扱要綱では、修学旅行や卒業アルバムの作成等予定価格が10万円以上の契約を行う場合、複数業者から見積りを徴すること、また、契約を行う場合は業者選定委員会を設置しなければならないこと等が規定されている。</p> <p>しかし、神戸高等学校では、業者選定委員会を設置せず、従来から契約している業者と一者随意契約していた。</p>	<p>修学旅行については、平成28年度の業者選定に於いて資料を作成、プレゼンテーションを経て企画運営委員会に諮るとともに、校長決裁により決定し保存している。</p> <p>卒業アルバムについては、周年行事を控えていたため業者を変えることができていなかったが、今年度から選定委員会を設置し、業者選定を行う予定である。</p>
<p>(2) 県立神戸商業高等学校 備品の管理が不十分である。(指摘事項)</p> <p>備品整理票が各備品に貼付されていないなど、備品管理要領に基づく備品の管理が適切に行われていない事例が散見された。</p>	<p>備品整理票が未貼付の備品には貼付した。今後は備品整理票の剥がれ、記載が不鮮明なものがないか随時点検し、備品整理票の再貼付等、備品管理を徹底する。</p>
<p>図書の定期的な点検評価を実施し、学校図書館の利用価値を高めるべきである。(指摘事項)</p> <p>神戸商業高校では過去数年にわたり図書の除籍は行われていない。高等学校の図書館はスペースが限定的であり、その中で利用者の利用に役立つ適切な図書及び関連する資料を十分に整備するために、定期的に点検評価し、利用価値の失われた図書等を破棄することも必要である。</p>	<p>除籍基準を定め、閲覧不要及び資料価値の低い図書に関しては、順次除籍している。一方、商業関係法令改正等最新の情報を生徒に提供できるよう、予算の範囲内で蔵書を充実させる。</p>
<p>(3) 県立阪神昆陽高等学校 川西高校の閉校に伴い、管理換手続が行われた備品について、早急に現物との照合作業を実施し、管理換受領登録手続を完了させるべきである。(指摘事項)</p> <p>川西高等学校が平成27年3月に閉校となったことに伴い、管理換となった物品について現物との照合作業が終了しておらず、管理換受領登録手続が行われていない。</p> <p>早急に現物との照合作業を実施し、管理換受領登録手続を完了させるべきである。</p>	<p>平成28年3月末に手続を完了した。</p>
<p>川西高校から受け入れた図書を早急に整理し、図書原簿への登録を行うべきである。(指摘事項)</p> <p>備品と同様に川西高等学校の図書館で保管されていた図書についても、図書の整理が終了していなかったことから、図書原簿への登録がされていなかった。</p> <p>受け入れた図書を早急に整理し、図書原簿への登録を行うべきである。</p>	<p>川西高校より受け入れた図書は、書名の確認、蔵書押印と共に図書原簿に入力する作業を実施・完了した。</p>
<p>(4) 県立阪神昆陽特別支援学校 阪神昆陽特別支援学校では、PTAとの間で「生製品の委託販売契約書」を締結し、パンの販売をPTAに委託しているが、実際には阪神昆陽特別支援学校の教職員が販売や代金収納事務を行っており、実質的にはPTAに対して販売を委託しているとは言い難い。(指摘事項)</p>	

<p>本来、委託契約に従い、PTAがパンの販売や代金収納事務を行うべきであるが、実際はPTAの兼職承認を得た阪神昆陽特別支援学校の教職員が業務を行っており、販売収支がPTAの決算書には全く計上されておらず、またPTA総会での報告も行われていない。</p>	<p>改正された県立学校農水産実習生産品等経理要領に基づき、生産品販売管理委員会を設置し、当該委員会に販売を委託している。</p>
<p>農業高校における生産物収入管理の見直しを受けて、阪神昆陽特別支援学校においても同様の見直しが行われるべきである。(意見) 阪神昆陽特別支援学校は農業高等学校の農産物販売収入の管理を手本としており、同校においても当包括外部監査での指摘を踏まえ、管理方法の見直しを検討しているため、同様の見直しが行われるべきである。</p>	<p>校内に設置された生産品販売管理委員会において生産品の販売及び報告、売上金の管理を行っている。</p>
<p>(5) 県立西宮高等学校 備品の管理が不十分である。(指摘事項) 備品整理票が各備品に貼付されておらず、備品管理要領に基づく備品の管理が適切に行われていない事例が見受けられた。</p>	<p>備品整理票が未貼付の備品には貼付した。今後は備品整理票の剥がれ、記載が不鮮明なものがないか随時点検し、備品整理票の再貼付等、備品管理を徹底する。</p>
<p>図書の定期的な点検評価を実施し、学校図書館の利用価値を高めるべきである。(指摘事項) 蔵書点検の結果に基づき除籍処理が行われた図書がなかったが、高等学校の図書館はスペースが限定的であり、その中で利用者の利用に役立つ適切な図書及び関連する資料を十分に整備するために、定期的に点検評価し、利用価値の失われた図書等を破棄することも必要である。</p>	<p>除籍基準を定め、閲覧不要及び資料価値の低い図書に関しては、順次除籍している。</p>
<p>PTAから図書を寄贈された場合は、寄贈にかかる決裁手続を実施すべきである。(指摘事項) 生徒からのリクエストや教科学習に役立つ資料について過去から継続してPTAから寄贈を受けているが、寄贈を受ける際に受納手続が行われていないことから、適切に手続をする必要がある。</p>	<p>図書の寄贈の申し出があった場合、寄附受納の手続きを行い、図書を適切に管理する。</p>
<p>(6) 県立農業高等学校 ① 生産物収入の管理 農業高校では、PTAとの間で「生産品の委託販売契約書」を締結し、農産物等の販売をPTAに委託しているが、実際には農業高校の教職員が販売や代金収納事務を行っており、実質的にはPTAに対して販売を委託しているとは言い難い。(指摘事項) 本来、委託契約に従い、PTAが農産物等の販売や代金収納事務を行うべきであるが、実際はPTAの兼職承認を得た農業高校の教職員が業務を行っており、販売収支がPTAの決算書には全く計上されておらず、またPTA総会での報告も行われていない。</p>	<p>改正された県立学校農水産実習生産品等経理要領に基づき、生産品販売管理委員会を設置し、当該委員会に販売を委託している。</p>

<p>「県立学校農水産実習生産品等経理要領」を見直し、例えば、校内に「生産品販売管理委員会」を設置し、当該委員会に販売を委託するなど、実態に即した委託販売を行うことを可能にすべきである。(意見)</p> <p>農産物の販売等は農業高校の教育の一環として行われているものであることなどを鑑みれば、例えば、校内に「生産品販売管理委員会」を設置し、当該委員会に販売を委託するなど、実態に即した委託販売を行うことを可能にすべきである。</p>	<p>県立学校農水産実習生産品等経理要領を改正し、校内に教頭、事務長、各学科長等で構成する生産品販売管理委員会を設置し、委託販売を実施している。</p>
<p>農業高校における農産物等の生産、売払管理業務について、「県立学校農水産実習生産品等管理要領」を見直し、早急に改善を図るべきである。(指摘事項)</p> <p>農業高校における農産物等の生産、売払管理業務について、日報を複数人で確認していなかったり、廃棄等の処分数量や残数量について記載がないなど問題点があるため、「県立学校農水産実習生産品等管理要領」を見直し、早急に改善する必要がある。</p>	<p>県立学校農水産実習生産品等経理要領の改正により、生産品日報の様式変更を行い、処分数量や残数量を複数人で確認の上、記載するよう周知し、徹底を図っている。</p>
<p>② 備品等の管理 図書の除籍に関する基準を定めるべきである。(指摘事項)</p> <p>図書の除籍に関する基準を定めておらず、また、図書の除籍も定期的に行われていなかった。高等学校の図書館はスペースが限定的であり、その中で利用者の利用に役立つ適切な図書及び関連する資料を十分に整備するために、定期的に点検評価し、利用価値の失われた図書を破棄することも必要である。</p>	<p>除籍基準を定め、閲覧不要及び資料価値の低い図書に関しては、順次除籍している。</p>
<p>図書の定期的な点検評価を実施し、学校図書館の利用価値を高めるべきである。(指摘事項)</p> <p>農業や畜産等に関する専門書など実習等の対応のために、生徒に常に最新の情報を提供することができるよう、蔵書を精査することで学校図書の価値を高めるべきである。</p>	<p>生徒に最新情報を提供するため、定期的に蔵書の点検評価を実施し、専門書の充実を図るなど、予算の範囲内で利用価値を高めている。</p>
<p>図書を除籍する際には、専門知識を有する教員と協議した上で除籍対象の図書を慎重に選定し、県立学校内の決裁手続を経た上で実施すべきである。(意見)</p> <p>専門書を除籍するにあたっては、専門書の内容が資料的価値を失っているか否かを判断する必要があるため、専門知識を有する教員と協議の上で除籍対象の図書を選定し、除籍手続を行うべきである。</p>	<p>学科長、教科主任等と協議の上、校内決裁を経て除籍を行う。</p>
<p>(7) 県立姫路工業高等学校 備品の管理が不十分である。(指摘事項)</p> <p>備品が備品出納簿に掲載されていないなど、備品管理要領に基づく備品の管理が適切に行われていない事例が散見された。</p>	<p>備品台帳の記載内容と現物の突合を行い、備品整理票を含め管理の適正化を図った。</p>

<p>(8) 県立日高高等学校</p> <p>① 備品等の管理</p> <p>備品の管理が不十分である。(指摘事項)</p> <p>備品整理票が各備品に貼付されていないなど、備品管理要領に基づく備品の管理が適切に行われていない事例が見受けられた。</p>	<p>備品整理票が未貼付の備品には貼付した。今後は備品整理票の剥がれ、記載が不鮮明なものがないか随時点検し、備品整理票の再貼付等、備品管理を徹底する。</p>
<p>図書の除籍に関する基準を定めるべきである。(指摘事項)</p> <p>図書の除籍に関する基準を定めておらず、除籍に関する学校内での決裁手続を行っていなかった。高等学校の図書館はスペースが限定的であり、その中で利用者の利用に役立つ適切な図書及び関連する資料を十分に整備するために、定期的に点検評価し、利用価値の失われた図書等を破棄することも必要である。</p>	<p>除籍基準を定め、閲覧不要及び資料価値の低い図書に関しては、順次除籍している。</p>
<p>図書の定期的な点検評価を実施し、学校図書館の利用価値を高めるべきである。(指摘事項)</p> <p>看護や介護等に関する専門書など実習等の対応のために、生徒に常に最新の情報を提供することができるよう、蔵書を精査することで学校図書の価値を高めるべきである。</p>	<p>生徒に最新情報を提供するため、定期的に蔵書の点検評価を実施し、専門書の充実を図るなど、予算の範囲内で利用価値を高めている。</p>
<p>図書を除籍する際には、専門知識を有する教員と協議した上で除籍対象の図書を慎重に選定し、県立学校内の決裁手続を経た上で実施すべきである。(意見)</p> <p>専門書を除籍するにあたっては、専門書の内容が資料的価値を失っているか否かを判断する必要があるため、専門知識を有する教員と協議の上で除籍対象の図書を選定し、除籍手続を行うべきである。</p>	<p>専門書の除籍については、関係教員と協議を行う。特に本校に設置の福祉、看護の学科に関する専門書については、各学科の複数教員の意見を聞いた上で、校内決裁を経て除籍を行う。</p>
<p>② 教員の確保</p> <p>日高高校では今後も看護教員の確保に苦勞することが見込まれることから、県教育委員会と協力し、看護教員の確保に向けた具体的な対策を検討すべきである。(意見)</p> <p>日高高校は、県下に2校しかない看護科を設置する学校であるが、看護教員の確保に大変苦勞している。地方都市における慢性的な看護師不足を解消するために日高高校は大変重要な役割を果たしていることを考えると、県教育委員会と協力し、看護教員の確保に向けた具体的な対策を検討すべきである。</p>	<p>看護科教員の確保のため、平成28年度採用者の試験から「養護教諭」受験者の「看護」第2希望を認めるなど、受験者確保のための対応を行った結果、平成28年度は3名の教員を採用することができた。さらに、平成29年度採用者の試験では2名の合格者を確保しており、今後もさらなる受験者確保に向けた検討を行う。</p>